

## 銚田市中小企業等ビジネスモデル転換事業確認項目

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた新しい生活様式に対応していること
- これまで実施してこなかった新たな、思い切った取組みであること
- 持続可能なビジネスモデルであり、今後売上げにつながる見込みがあること
- 計画の内容とその効果が具体的で明確であること  
※「インターネット販売のパソコン単体の購入」だけでは、計画の内容と効果が不明確なので対象外。
- 新しい生活様式に逆行する生産活動、業務効率化、取替え・更新等でないこと
- 顧客に対する新しい商品、サービスの提供を行うことを主目的としていること  
※企業内・事業所内で完結する業務改善等でないこと 例:テレワーク、リモート会議
- 新しいビジネスモデルに限った事業内容であること  
※従来行ってきた事業を内容としたものは対象外
- 専ら補助事業のために使用され、真に必要であり、効率的と認められること  
※汎用性が高く、他の目的への使用や転売が可能なものは対象外
- 行政庁の許可等の必要な取組みを行う場合、許可等を受けている又は補助事業実施までに許可等を取得する見込みがあること
- 事業の遂行に直接必要な経費で、補助対象期間内に契約、取得、実施、支払が完了するものが対象となっていること
- 設備・備品に関しては、法定耐用年数が経過するまでに、銚田市に相談なく、銚田市BM転換事業以外の目的に使用、売却または処分しないこと

